

令和4年第 2回  
総会  
2月

## 白井市農業委員会会議録

令和4年2月8日 開会

令和4年2月8日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年2月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月21日月曜日
- ・事前審査会(案) 3月1日火曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 3月8日火曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2、3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年2月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルスに関しましては、感染者の数も毎日、多数報告されております。一日も早く良い治療薬ができて、収束することを願うところであります。

委員さんの皆様方におかれましては、健康には十分気をつけていただきまして、これからの農作業、委員活動等、頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、芦田恵子委員、5番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字神々廻字前田の3筆です。

地目は田。

地積は、3筆合計で3,018平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

経営面積は134アールです。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転、売買です。

2番、谷田字南住の4筆と谷田字出口の3筆です。

地目は畑。

地積は、7筆合計で1,518平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は271アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転、売買です。

3番、谷田字サビ付の1筆と耕地の2筆です。

地目は田。

地積は、3筆合計で1,850平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は154アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転、売買です。

続きまして、2ページを御覧ください。

4番、谷田字浅間下の3筆です。

地目は田。

地積は、3筆合計で458.97平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は230アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転、売買です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員

1班班長の海老原です。

資料1番を御覧ください。

当日は、権利者の代理人と義務者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約1.8キロメートルに位置しています。

申請地の現状についてですが、きれいに耕作されています。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、貨物1台、農機具はそろっています。

労働力は、世帯員が5人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、2番を御覧ください。

当日は、権利者、義務者ともに代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、荒廃しているところもありますが、きれいに管理される予定です。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラ2台、田植え機2台、コンバイン1台、農機具はそろっています。

労働力は、世帯員が5人で、2人が農業に従事しています。

年間従事日数も160日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、資料3番を御覧ください。

当日は、権利者、義務者ともに代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状については、荒廃していますが、きれいに管理する予定です。

進入路につきましては、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター4台、耕運機1台、軽トラ3台、田植え機2台、コンバイン1台と農機具はそろっています。

労働力は、世帯員が4人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数も350日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、資料4番を御覧ください。

当日は、権利者、義務者ともに代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、荒廃していますが、きれいに管理する予定です。

進入路についても、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽トラ2台。

労働力は、世帯員が2人で、1人が農業に従事しています。

年間従事日数も310日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の齊藤和博委員をお願いします。

齊藤和博委員 神々廻地区。

権利者の〇〇さんに聞いたら、昨年、その前から義務者の依頼があつて、耕作は、水田の耕作をしていました。

ここで義務者がある程度高齢になってきたということで、なるべくこの畑、田んぼについても処分をしたいということで話が持ち上がり、ここで所有権移転をしたいということです。

それと、田んぼについては、上3枚を作っていて、続きで下の田んぼが3枚ということで、効率もいいということです。

耕作については、問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番から4番について、最適化推進委員の高宮正明委員をお願いします。

高宮正明委員 高宮です。

権利者は年配者ですけれども、頑張ってネギを作りたいということです。

3の1は米を作ると言っていました。

4の1はイチジクを育てたいということで、大丈夫じゃないかと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番から4番について、関連がありますので一括して採決を行います。  
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番から4番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、富塚字沖の2筆です。

地目は田。

地積は、2筆合計で793平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用を伴う賃貸借権の設定、資材置場です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員をお願いします。

海老原清委員 1班班長の海老原です。

調査報告を申し上げます。

資料5番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者ともに代理人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所より北西へ3キロメートルに位置しております。

進入路は確保されています。



農地区分としては、農用地区域内の第一種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、道路工事に係る資材置場としての一時転用です。

現在は休耕状態ですが、きれいに管理されています。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場ということですが、申請面積は793平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

隣接する農地はありません。

汚水排水については、発生しません。

雨水については、自然浸透とします。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 小林です。

義務者の方に電話をしてお聞きしましたところ、特に現在使っていないということで、利用していただけるというのであれば、問題なくお貸しするということでした。

ですので、何も問題はないと思います。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 この申請地は一時転用ということですが、大体何年間とかという予定はあるんですか。

笠井会長 小林委員。

小林幸子委員 工事の期間中です。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページを御覧ください。

5ページは、白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和3年度第11次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、折立字前原の1筆。

地目は畑。

利用設定面積は1,236平方メートル。

種類は賃借権。

内容は普通畑。

期間は1年。

賃料は記載のとおり。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおり。

経営面積は265アール。

更新です。

2番、折立字向地の3筆です。

地目は畑。

利用設定面積は、3筆合計で1,249平方メートル。

種類は賃貸借です。

内容は普通畑。

期間は10年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参です。  
利用権を設定する者は、記載のとおり。  
利用権の設定を受ける者も、記載のとおりです。  
経営面積は100アール。  
更新です。  
3番、白井字北ノ上の1筆です。  
地目は畑。  
利用権設定面積は6,611平方メートルです。  
種類は賃借権です。  
内容は普通畑。  
期間は3年。  
賃料は記載のとおりです。  
利用権を設定する者は、記載のとおり。  
支払い方法は直接持参です。  
利用権を設定する者は、記載のとおり。  
利用権の設定を受ける者も、記載のとおりです。  
経営面積は66アール。  
更新です。  
以上でございます。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。  
農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和3年度第11次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長

賛成全員です。  
議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。  
議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、7ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は1,018平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

2番、復字台山の1筆です。

地目、現況とも畑です。

地積は354平方メートル。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

続きまして、8ページから13ページまでは皆様への通知文と市長からの依頼文になります。

以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、14ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

15ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続の届出になります。

続きまして、16ページを御覧ください。

② 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、17ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和4年2月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番から3番、18ページの4番まで、全て合意解約の通知になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他として、3月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りは2月21日、月曜日。

事前審査会は3月1日、火曜日、第2班、午前9時から本庁舎2階災害対策室2。

総会は3月8日、火曜日、午後4時から本庁舎2階災害対策室2・3。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人